

(企業名) 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1

計画期間中に育児休業等を取得しやすい環境の整備を図り、希望した職員の取得率を100%にする。

(取組内容)

- 令和7年6月～ 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等について、職場の意識改革を管理職が率先して行い、育児休業に関する制度の周知を図る。
- 令和7年12月～ 育児休業中の職員の業務を正常に遂行できるように適切な代替要員を配置する体制を整える。

目標 2

事務改善による業務の縮減及び超過勤務の縮減を図り、各月ごとの平均残業時間数を10時間以下にする。

(取組内容)

- 令和7年6月～ 業務量や優先順位等を把握・確認し、事務の簡素化の促進及び業務の平準化を図る。
- 令和7年12月～ ミーティング等により職員間の業務情報等を共有し、個ではなく、チームで仕事に取り組む体制を構築する。
- 令和8年1月～ 管理職を中心に進捗状況をモニタリングし、業務改善の進行に遅れがある場合には、指導・見直しを行う。

目標 3

出産や育児を支援するため、家庭と仕事を両立させるための制度の周知を行い、制度利用の促進を図る。

(取組内容)

- 令和 7 年 9 月～ 育児休暇や育児短時間勤務制度など、関連する制度や情報を職員に周知する。

提出先

岩手労働局 雇用環境・均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通 1-9-15

盛岡第 2 合同庁舎 5F